

柏市補助金等交付規則

昭和 60 年 8 月 31 日

規則第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、他に特別の定めのあるもののほか、本市が交付する補助金、助成金、奨励金及び利子補給金(以下「補助金等」という。)の交付の申請、決定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 9 規則 18・一部改正)

(交付の申請)

第 2 条 補助金等の交付の申請をしようとするもの(以下「申請希望者」という。)は、補助金等の対象となる事務又は事業(以下「補助事業等」という。)に関し、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請希望者の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の総額及び内訳、補助事業等の完了の予定期日
その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の申請書に記載すべき事項の一部を省略させることができる。

3 第 1 項の申請書には、市長が別に定める書類を添付しなければならない。

(平 9 規則 18・一部改正)

(交付の決定)

第 3 条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る補助金等の交付が法令等及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等について当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等を遅滞なく開始するものとし、速やかに補助金等の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の申請が申請書の記載事項、添付書類、申請の時期等の形式上の要件に適合しない場合にあつては、速やかに、申請をしたもの(以下「申請者」という。)に対して相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた交付の決定を拒否するものとする。

3 市長は、第1項の決定をする場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加え、補助金等の交付の決定をすることができる。

(平9規則18・一部改正)

(交付の条件)

第4条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
- (3) 補助事業等の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (5) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、補助金等の交付の目的を達成するために必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従う事項を定めるものとする。

(平9規則18・一部改正)

(決定の通知)

第5条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときはその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、交付の決定を拒否したときはその旨及びその理由を、速やかに決定通知書により申請者に通知するものとする。

(平9規則18・一部改正)

(情報の提供)

第6条 市長は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する決定の時期の見通しを示すよう努めるものとする。

2 市長は、申請希望者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めるものとする。

(平 9 規則 18・一部改正)

(申請の取下げ)

第 7 条 申請者は、第 5 条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受領した日の翌日から起算して 7 日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(平 9 規則 18・一部改正)

(事情変更による決定の取消し等)

第 8 条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次に掲げる場合に限るものとする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業等を行うもの(以下「補助事業者」という。)が補助事業等を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等に要する経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

3 市長は、第 1 項の規定による取消し等をしたときは、速やかにその旨及びその理由を書面により補助事業者に通知するものとする。

(平 9 規則 18・一部改正)

(補助事業等の遂行)

第 9 条 補助事業者は、法令等並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

(平 9 規則 18・一部改正)

(状況報告)

第 10 条 補助事業者は、市長の求めに応じ、補助事業等の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

(平 9 規則 18・追加)

(補助事業等の遂行等の指示)

第 11 条 市長は、補助事業者が提出する報告等により、そのものの補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、そのものに対し、これらに従って当該補助事業等を遂行するように指示するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて補助事業者に対して当該補助事業等の一時停止を指示することができる。

(平 9 規則 18・追加)

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに補助事業等の実績、決算その他の補助事業等の成果を記載した報告書に市長が別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る本市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(平 9 規則 18・追加)

(補助金等の額の確定等)

第 13 条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付する補助金等の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(平 9 規則 18・追加)

(是正のための措置)

第 14 条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるように当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第 12 条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。

(平 9 規則 18・追加)

(決定の取消し及び返還)

第 15 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金等を補助事業等の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第 1 項の規定により交付の決定を取り消したときは、速やかにその旨及びその理由を書面により補助事業者に通知するものとする。
- 4 市長は、第 1 項の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。
- 5 市長は、補助事業者に交付する補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(平 9 規則 18・追加)

(延滞金)

第 16 条 補助事業者は、補助金等の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、当該補助金等の額に柏市税外諸収入の徴収に関する条例(昭和 35 年柏市条例第 36 号)の規定により計算した金額に相当する延滞金を加算して本市に納付しなければならない。

(平 9 規則 18・追加)

(財産の処分の制限)

第 17 条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定めるもの

(平 9 規則 18・追加)

(補則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平 9 規則 18・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

(柏市補助金等交付規則の廃止)

2 柏市補助金等交付規則(昭和 40 年柏市規則第 12 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に補助金等の交付を受けた補助事業等で、施行日以後事業の完了するもの、又は当該会計年度の終了するものについては、この規則の適用があるものとする。この場合において第 2 条から第 4 条までの規定の適用については、当該各条に定める申請、決定及び通知があつたものとみなす。

(沼南町との合併に伴う経過措置)

4 平成 17 年 3 月 28 日(以下「沼南町との合併日」という。)前に沼南町補助金等交付規則(平成 9 年沼南町規則第 22 号)その他沼南町の補助金等の交付に関して定められた規則その他の規程(以下「沼南町補助金等規則等」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、別に定めるものを除くほか、この規則の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平 17 規則 81・追加)

5 沼南町との合併日前に沼南町補助金等規則等の規定により補助金等の交付の決定を受けていたものに係る沼南町との合併日から平成 17 年 3 月 31 日までの間の補助金等の交付については、別に定めるものを除くほか、この規則の規定にかかわらず、沼南町補助金等規則等の例による。

(平 17 規則 81・追加)

附 則(平成元年規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年規則第 38 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年規則第 18 号)

(施行期日等)

- 1 この規則は，公布の日から施行し，平成 9 年度分の補助金等から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に，この規則による改正前の柏市補助金等交付規則第 3 条の規定により交付の決定をした補助金，助成金，奨励金及び利子補給金については，なお従前の例による。

附 則(平成 17 年規則第 81 号)

この規則は，公布の日から施行する。